

会費基準

○一般会費

単位 円

種別 級	法人部会員						個人部会員	
	本店法人		支店法人		宗教法人・医療法人 社会福祉法人・学校法人等		個人	
	資本金	年額会費 (月額)	従事員	年額会費 (月額)	従事員	年額会費 (月額)	従事員	年額会費 (月額)
1	10億円 以上	120,000 (10,000)	100人 以上	12,000 (1,000)	100人 以上	18,000 (1,500)	100人 以上	12,000 (1,000)
2	5億円 以上	78,000 (6,500)	50人 以上	8,400 (700)	50人 以上	14,400 (1,200)	50人 以上	8,400 (700)
3	1億円 以上	60,000 (5,000)	20人 以上	6,000 (500)	20人 以上	9,600 (800)	20人 以上	6,000 (500)
4	5千万円 以上	36,000 (3,000)	5人 以上	4,800 (400)	5人 以上	7,200 (600)	5人 以上	4,800 (400)
5	1千万円 以上	24,000 (2,000)	5人 未滿	3,600 (300)	5人 未滿	6,000 (500)	5人 未滿	3,600 (300)
6	5百万円 以上	16,800 (1,400)						
7	3百万円 以上	11,400 (950)						
8	3百万円 未滿	9,600 (800)						

※個人部会員の内、税理士は4級を適用する。

※法人部会員の支店(議決権なし)から徴収する賛助会費は4,800円とする。

(注) 一般会費については、その20%以上を公益目的事業を実施するための費用として使用し、
残余の金額については共益事業会計又は法人会計に繰り入れるものとする。

○特別会費

役職	法人	個人
会長	250,000円	
副会長	150,000円	50,000円
常任理事 理事 監事	30,000円	10,000円

※1 特別会費は、当該役員が所属する会員である法人等又は事業所が負担する。

2 特別会費は、一般会費と併徴する。

3 特別会費は、その全額を会員のための事業を行うための費用として使用し、共益事業会計に繰り入れるものとする。